

市区町村別集計項目(推進体制等)

| | |
|-------|----|
| 愛媛県 | |
| 市区町村数 | 20 |

| 都道府県コード | 市区町村コード | 市区町村名 | 問1 | | | | 問2-1 庁内連絡会議の有無 | 問2-2 諮問機関の有無 | 男女共同参画に関する条例 | | | | 男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの) | | | | |
|---------|---------|-------|---------------|----|------|-----------|-------------------|-----------------|--------------|--------------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|------------------|--------------|------------|--|
| | | | 担当課(室)名 | 所属 | 事務所掌 | 問3-1 有 | | | 問3-1 無 | 問4-1 有 | | | 問4-1 無 | | | | |
| | | | | | | 問3-2 条例名称 | | | 問3-2 公布日(西暦) | 問3-2 施行日(西暦) | 問3-3 現在の状況 | 問4-2 計画名称 | 問4-2 計画期間 | 問4-2 女性活躍推進法との関係 | 問4-3 計画策定の方法 | 問4-4 現在の状況 | |
| | | | | | | 13 | 11 | 6 | | | | 20 | | | | | |
| 38 | 201 | 松山市 | 市民生活課 | 1 | 2 | 1 | 1 | 松山市男女共同参画推進条例 | 2003年7月4日 | 2003年9月1日 | | 第4次松山市男女共同参画基本計画 | 2023年4月1日 ~ 2029年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 202 | 今治市 | 市民参画課 共生社会推進室 | 1 | 2 | 1 | 1 | 今治市男女共同参画推進条例 | 2006年6月30日 | 2006年6月30日 | | 今治市男女共同参画計画～いきいきひとプラン～ | 2020年4月1日 ~ 2030年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 203 | 宇和島市 | 企画課 | 1 | 2 | 1 | 1 | 宇和島市男女共同参画推進条例 | 2006年10月4日 | 2006年10月4日 | | 第3次宇和島市男女共同参画基本計画 | 2018年4月1日 ~ 2028年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | 政策推進課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 0 | 第2次八幡浜市男女共同参画計画 | 2017年4月1日 ~ 2027年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 205 | 新居浜市 | 男女参画・市民相談課 | 1 | 1 | 1 | 1 | 新居浜市男女共同参画推進条例 | 2003年7月1日 | 2003年10月1日 | | (第3次新居浜市男女共同参画計画) | 2021年4月1日 ~ 2031年3月31日 | 1 | 0 | | |
| 38 | 206 | 西条市 | 総務課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 0 | 第2次西条市男女共同参画計画 わたしを活かす・地域をいかす | 2016年4月1日 ~ 2026年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 207 | 大洲市 | 企画情報課 | 1 | 2 | 1 | 1 | 大洲市男女共同参画推進条例 | 2005年1月11日 | 2005年1月11日 | | 第2次大洲市男女共同参画推進計画 | 2016年4月1日 ~ 2026年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 210 | 伊予市 | 総務課 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | 0 | 第2次伊予市男女共同参画基本計画 | 2017年4月1日 ~ 2027年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 213 | 四国中央市 | 地域振興課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 3 | 第2次四国中央市男女共同参画計画 | 2015年4月1日 ~ 2025年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 214 | 西予市 | 人権啓発課 | 1 | 2 | 1 | 0 | | | | 0 | 第2次西予市男女共同参画基本計画 | 2018年3月1日 ~ 2028年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 215 | 東温市 | 総務課 | 1 | 2 | 1 | 0 | | | | 0 | 第2次東温市男女共同参画計画 | 2016年4月1日 ~ 2026年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 356 | 上島町 | 住民課 | 1 | 2 | 0 | 1 | | | | 0 | 第2次上島町男女共同参画推進計画 | 2021年4月1日 ~ 2031年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 386 | 久万高原町 | 総務課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 0 | 久万高原町男女共同参画推進計画 | 2021年4月1日 ~ 2031年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 401 | 松前町 | 総務課 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | 0 | 第2次男女共同参画計画・まさき | 2014年4月1日 ~ 2024年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 402 | 砥部町 | 企画政策課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | 0 | 第2次砥部町男女共同参画計画 | 2021年4月1日 ~ 2030年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 422 | 内子町 | 総務課 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | 0 | 第3次内子町男女共同参画基本計画 | 2020年4月1日 ~ 2030年3月31日 | 0 | 1 | | |
| 38 | 442 | 伊方町 | 総務課 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | | 第2次伊方町男女共同参画基本計画 | 2020年4月1日 ~ 2030年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 484 | 松野町 | ふるさと創生課 | 1 | 2 | 0 | 0 | | | | 0 | 第2次森の国まつりの男女共同参画基本計画 | 2019年11月1日 ~ 2024年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 488 | 鬼北町 | 企画振興課 | 1 | 2 | 0 | 0 | 鬼北町男女共同参画推進条例 | 2007年3月20日 | 2007年3月20日 | | 第3次鬼北町男女共同参画基本計画 | 2019年4月1日 ~ 2024年3月31日 | 1 | 1 | | |
| 38 | 506 | 愛南町 | 企画財政課 | 1 | 2 | 1 | 0 | | | | 1 | 第3次愛南町男女共同参画推進計画 | 2021年4月1日 ~ 2027年3月31日 | 1 | 1 | | |

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

| 都道府県コード | 市区町村コード | 市区町村名 | 男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|---|-------------|-----------|--------------------|--------------|--------------|-------------------------------|-----------|----|--------------|--------------|------|--------------|---|---|---|---|
| | | | 問6-1 | | 問6-4 所在地等 | | | | | 問6-3 施設形態 | | 問6-5 管理・運営主体 | | | | | | | |
| | | | 名称 | 愛称・通称 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | FAX番号 | ホームページ | 単独 | 複合 | 施設管理 | | 事業運営 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 直営 | 指定管理者 その他 | 直営 | 指定管理者 その他 | | | | |
| | | | 2 | | | | | | | | | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 38 | 201 | 松山市 | 松山市男女共同参画推進センター | コムズ | 790-0003 | 松山市三番町六丁目4番地20 | 089-943-5776 | 089-943-0460 | https://www.coms.or.jp/coms | | ○ | | ○ | | | | | ○ | |
| 38 | 202 | 今治市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 203 | 宇和島市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 205 | 新居浜市 | 新居浜市立女性総合センター | 新居浜ウイメンズプラザ | 792-0811 | 愛媛県新居浜市庄内町四丁目4番19号 | 0897-37-1700 | 0897-37-1152 | https://www.niihama.or.jp/03/ | ○ | | | ○ | | | | | ○ | |
| 38 | 206 | 西条市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 207 | 大洲市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 210 | 伊予市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 213 | 四国中央市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 214 | 西予市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 215 | 東温市 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 356 | 上島町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 386 | 久万高原町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 401 | 松前町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 402 | 砥部町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 422 | 内子町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 442 | 伊方町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 484 | 松野町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 488 | 鬼北町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 506 | 愛南町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

愛媛県

| 都道府県コード | 市区町村コード | 市区町村名 | 男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設) | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|--|------------|-----------------------|------------------------|--------------|-----------|----|------|---------|------|------|------------|------|------|-----|---------|
| | | | 問6-1 名称 | 問6-2 設立年月日 | 問6-6 職員数(人) | | 問6-7 予算額(千円) | 問6-8 主な事業 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員) | 用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員) | | 広報啓発 | 講座 | 相談事業 | 情報収集・提供 | 苦情処理 | 交流促進 | 企業・NPOとの連携 | 国際交流 | 調査研究 | その他 | |
| | | | 2 | | | | | | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 38 | 201 | 松山市 | 松山市男女共同参画推進センター | 2000年2月1日 | 16 | 4 | 98,796 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| 38 | 202 | 今治市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 203 | 宇和島市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 205 | 新居浜市 | 新居浜市立女性総合センター | 1990年4月1日 | 4 | 2 | 21,042 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | 結婚相談、支援 |
| 38 | 206 | 西条市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 207 | 大洲市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 210 | 伊予市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 213 | 四国中央市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 214 | 西予市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 215 | 東温市 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 356 | 上島町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 386 | 久万高原町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 401 | 松前町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 402 | 砥部町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 422 | 内子町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 442 | 伊方町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 484 | 松野町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 488 | 鬼北町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 38 | 506 | 愛南町 | | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | |

| 都道府県コード | 市区町村コード | 市区町村名 | 男女共同参画に関する宣言 | | | 問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在) | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|--------------|------------------------------------|-------|-----------------------------|--------|---------|-------|---------|---------|-------|--------|---------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 問7-2 | | 宣言の形態 | 市区長数 | うち | | 副市区長数 | うち | | 副町村长数 | うち | | 副町村长数 | 自治会長数 | うち | | | |
| | | | 宣言年月日 | 宣言名称 | | | 女性市区長数 | 女性比率(%) | | 女性副市区長数 | 女性比率(%) | | 女性町村长数 | 女性比率(%) | | | 女性副町村长数 | 女性比率(%) | 女性自治会長数 | 女性比率(%) |
| | | | 1 | | | 11 | 0 | 0.0 | 13 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 | 3,361 | 245 | 7.3 |
| 38 | 201 | 松山市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | | | | | | | 1014 | 106 | 10.5 |
| 38 | 202 | 今治市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 27 | 0 | 0.0 |
| 38 | 203 | 宇和島市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 504 | 31 | 6.2 |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 93 | 2 | 2.2 |
| 38 | 205 | 新居浜市 | 2000年8月5日 | 男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言 | 2 | 1 | 0 | 0.0 | 2 | 0 | 0.0 | | | | | | | 299 | 26 | 8.7 |
| 38 | 206 | 西条市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 519 | 41 | 7.9 |
| 38 | 207 | 大洲市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 33 | 0 | 0.0 |
| 38 | 210 | 伊予市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 50 | 0 | 0.0 |
| 38 | 213 | 四国中央市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 38 | 214 | 西予市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 325 | 13 | 4.0 |
| 38 | 215 | 東温市 | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | | | | | | | 35 | 1 | 2.9 |
| 38 | 356 | 上島町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 6 | 0 | 0.0 |
| 38 | 386 | 久万高原町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 207 | 21 | 10.1 |
| 38 | 401 | 松前町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 23 | 0 | 0.0 |
| 38 | 402 | 砥部町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 58 | 1 | 1.7 |
| 38 | 422 | 内子町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 41 | 1 | 2.4 |
| 38 | 442 | 伊方町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 53 | 1 | 1.9 |
| 38 | 484 | 松野町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 |
| 38 | 488 | 鬼北町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 6 | 0 | 0.0 |
| 38 | 506 | 愛南町 | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0.0 | 1 | 0 | 0.0 | 58 | 1 | 1.7 |

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

| | | | | |
|---------|---|-----------|---|-----|
| 調査時点コード | 1 | 2023年4月1日 | 2 | その他 |
|---------|---|-----------|---|-----|

| 都道府県 | 市区町村名 | 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 | | | | | | 問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 問9-1 | | | | | | 調査時点コード | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------------------------|---------|-------|---------|--------|---------|------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|---------|--------------------|---------|---------|---------------------------|------|-----------------------------------|-----|------------------------------------|-----|-------|---------|------|---------|---------|--|---|--|--|
| | | 問8-1 | | 問8-2 | | | | | | | (再掲)市町村防災会議(委員のみ) | | | (再掲)市町村防災会議(会長を含む) | | | 問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 | その他 | 問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | その他 | 問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | その他 | | | | | | | | | |
| | | 目標値(%) | 目標達成期限 | 審議会等数 | うち女性委員数 | 総委員数 | うち女性委員数 | | | | 女性比率(%) | 審議会等数 | うち女性委員数 | 総委員数 | うち女性委員数 | 女性比率(%) | | | | | | | 委員会等数 | うち女性委員数 | 総委員数 | うち女性委員数 | 女性比率(%) | | | | |
| | 小計 | | | 919 | 742 | 13,139 | 3,885 | 29.6 | 666 | 581 | 10,641 | 3,191 | 30.0 | 112 | 60 | 703 | 93 | 13.2 | 376 | 34 | 9.0 | 497 | 55 | 11.1 | | | | | | | |
| 38 201 | 松山市 | 50.0 | 2029年3月 | 55 | 55 | 1,335 | 597 | 44.7 | 47 | 47 | 1,264 | 589 | 46.6 | 6 | 6 | 71 | 8 | 11.3 | 0 | 0 | 0.0 | 53 | 12 | 22.6 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 202 | 今治市 | 40.0 | 2030年3月 | 58 | 54 | 1,024 | 334 | 32.6 | 52 | 51 | 982 | 329 | 33.5 | 6 | 3 | 42 | 5 | 11.9 | 0 | 0 | 0.0 | 30 | 4 | 13.3 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 203 | 宇和島市 | 35.0 | 2028年3月 | 64 | 51 | 1,019 | 272 | 26.7 | 49 | 40 | 854 | 231 | 27.0 | 6 | 3 | 41 | 5 | 12.2 | 24 | 3 | 12.5 | 25 | 3 | 12.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 204 | 八幡浜市 | | | | | | | | 34 | 29 | 439 | 110 | 25.1 | 6 | 3 | 35 | 4 | 11.4 | 25 | 1 | 4.0 | 26 | 1 | 3.8 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 205 | 新居浜市 | 50.0 | 2031年3月 | 115 | 95 | 2,286 | 736 | 32.2 | 47 | 39 | 976 | 288 | 29.5 | 6 | 4 | 36 | 6 | 16.7 | 29 | 4 | 13.8 | 30 | 4 | 13.3 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 206 | 西条市 | 25.0 | 2025年3月 | 63 | 53 | 788 | 202 | 25.6 | 41 | 37 | 517 | 130 | 25.1 | 6 | 4 | 42 | 6 | 14.3 | 31 | 3 | 9.7 | 32 | 3 | 9.4 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 207 | 大洲市 | 30.0 | 2025年4月 | 91 | 68 | 1,274 | 298 | 23.4 | 40 | 37 | 769 | 211 | 27.4 | 6 | 2 | 37 | 5 | 13.5 | 0 | 0 | 0.0 | 21 | 2 | 9.5 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 210 | 伊予市 | 35.0 | 2027年3月 | 89 | 58 | 1,029 | 262 | 25.5 | 35 | 30 | 417 | 100 | 24.0 | 6 | 3 | 35 | 6 | 17.1 | 19 | 2 | 10.5 | 20 | 2 | 10.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 213 | 四国中央市 | 35.0 | 2025年3月 | 68 | 58 | 962 | 288 | 29.9 | 47 | 43 | 690 | 178 | 25.8 | 6 | 3 | 41 | 4 | 9.8 | 23 | 1 | 4.3 | 24 | 1 | 4.2 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 214 | 西予市 | | | | | | | | 32 | 26 | 643 | 172 | 26.7 | 6 | 2 | 38 | 2 | 5.3 | 34 | 2 | 5.9 | 35 | 4 | 11.4 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 215 | 東温市 | 50.0 | 2026年3月 | 56 | 40 | 714 | 199 | 27.9 | 20 | 15 | 266 | 56 | 21.1 | 6 | 3 | 35 | 4 | 11.4 | 20 | 1 | 5.0 | 21 | 2 | 9.5 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 356 | 上島町 | 25.0 | 2026年3月 | 14 | 13 | 147 | 36 | 24.5 | 13 | 12 | 147 | 36 | 24.5 | 5 | 2 | 22 | 3 | 13.6 | 18 | 2 | 11.1 | 19 | 2 | 10.5 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 386 | 久万高原町 | 30.0 | 2031年3月 | 25 | 18 | 231 | 54 | 23.4 | 20 | 16 | 203 | 52 | 25.6 | 5 | 2 | 28 | 2 | 7.1 | 24 | 3 | 12.5 | 25 | 3 | 12.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 401 | 松前町 | 50.0 | 2024年3月 | 30 | 24 | 300 | 80 | 26.7 | 29 | 28 | 297 | 100 | 33.7 | 5 | 3 | 27 | 5 | 18.5 | 12 | 6 | 50.0 | 13 | 6 | 46.2 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 402 | 砥部町 | 40.0 | 2030年3月 | 33 | 24 | 332 | 102 | 30.7 | 32 | 23 | 326 | 100 | 30.7 | 5 | 2 | 30 | 4 | 13.3 | 24 | 1 | 4.2 | 25 | 1 | 4.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 422 | 内子町 | 30.0 | 2024年3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49 | 42 | 726 | 207 | 28.5 | 5 | 3 | 30 | 5 | 16.7 | 19 | 0 | 0.0 | 20 | 0 | 0.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 442 | 伊方町 | 35.0 | 2025年3月 | 23 | 19 | 280 | 77 | 27.5 | 18 | 17 | 253 | 73 | 28.9 | 5 | 2 | 27 | 4 | 14.8 | 23 | 2 | 8.7 | 24 | 2 | 8.3 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 484 | 松野町 | 30.0 | 2025年3月 | 38 | 28 | 398 | 67 | 16.8 | 9 | 6 | 109 | 14 | 12.8 | 5 | 4 | 26 | 6 | 23.1 | 10 | 0 | 0.0 | 11 | 0 | 0.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 488 | 鬼北町 | 35.0 | 2024年3月 | 19 | 15 | 262 | 68 | 26.0 | 19 | 15 | 262 | 68 | 26.0 | 5 | 3 | 27 | 3 | 11.1 | 16 | 0 | 0.0 | 17 | 0 | 0.0 | 1 | | | | 1 | | |
| 38 506 | 愛南町 | 40.0 | 2026年4月 | 78 | 69 | 758 | 213 | 28.1 | 31 | 27 | 459 | 137 | 29.8 | 5 | 3 | 29 | 6 | 20.7 | 25 | 3 | 12.0 | 26 | 3 | 11.5 | 1 | | | | 1 | | |

| | |
|------|------------------------------|
| 調査時点 | 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日) |
|------|------------------------------|

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 市 区 町 村 名 | 問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|--------------------------------|---|---|---|--|--|---|--|--|--------|----|-------|-------|----|-----|----|
| | | | | 議会名 | 問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 | 問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 | 問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 | 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 | 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | | | |
| | | | | | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1. あり 2. なし 3. その他 | その他具体例 | 配偶者の出産 | 育児 | 家族の看護 | 家族の介護 | 疾病 | その他 | |
| | | | | 17 | 1の合計 | 20 | 0 | 17 | | 0 | | | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | | | | 2 | 2の合計 | 0 | 15 | 3 | | 20 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | | 0 | 3の合計 | 0 | 3 | | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 1 | 4の合計 | 0 | 2 | | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 38 | 201 | 松山市 | 1 | 松山市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 任命権者は、旧姓使用願の提出があったときは、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものに限る。当該職員の旧姓の使用を承認するものとする。 | 松山市議会 | 1 | 2 | 1 | 松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 38 | 202 | 今治市 | 1 | 今治市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成し、又は使用する(以下「文書等」という。)文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤職員を含む。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する職員(以下これを「職員」という。))に適用する。 (手続) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。 (承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認めるときは、当該申請を承認し、旧姓使用承認書(別記様式第2号)により所屬長を経て、申請をした職員に通知するものとする。 2 任命権者は前項に定める承認をしようとするときは、申請をした職員から必要に応じて改姓前及び改姓後の氏を証明する書類の提出を求めることができる。 (旧姓使用の範囲) 第5条 前条第1項の通知を受けた職員は、文書等に旧姓を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 他の機関等に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) 職員の身分関係に関するもので、法令等に基づくもの (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの (使用の取消及び中止) 第6条 任命権者は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。 2 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 3 前2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、文書等に旧姓を使用してはならない。 4 第1項及び第2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、特段の事情なく再び旧姓を使用してはならない。 (責務) 第7条 任命権者は、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他必要事項) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 附 則(令和3年3月31日今治市要綱) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 | 今治市議会 | 1 | 3 | 1 | 今治市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第8条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 38 | 203 | 宇和島市 | 1 | 宇和島市職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、旧姓使用しようとするときは、宇和島市職員旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を証明する書類を添えて、所屬長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 | 愛媛県宇和島市議会 | 1 | 4 | 2 | | 2 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 市 区 町 村 名 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|---|---|--|--|--|--------------------------|--|------------|--|-----------|-----------|----|-----|--|
| | | | 問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 議 会 名 | 問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 | 問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 | 問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 | 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 | | 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | | 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | |
| | | | | | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1. あり 2. なし 3. その他 | その他具体例 | 配偶者の 出産 | 育児 | 家族の 看護 | 家族の 介護 | 疾病 | その他 | |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | 1 | 八幡浜市議会 | 1 | 2 | 1 | 八幡浜市議会会議規則 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 38 | 205 | 新居浜市 | 1 | 新居浜市議会 | 1 | 2 | 1 | 新居浜市議会会議規則 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 区 町 村 名 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | 問11-3及び4 議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 | 問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 | 問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 | 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 | 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | | | | | | | | |
| コ ロ ニ ヤ | コ ロ ニ ヤ | コ ロ ニ ヤ | 議 会 名 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | | 1. あり 2. なし 3. その他 | その他具体例 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 206 | 西条市 | 1 | 西条市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表に掲げる基準に該当するものとする。 2 公権力の行使に係る文書、職員との身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準となる文書等の例示 1 対外的に使用されることはあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの (1) 名札 11 (2) 名刺 (3) 職員名簿、電話番号簿及び座席表 2 職員の権利又は義務に関係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が生じおそれがないもの (1) 出勤簿 (2) 休暇簿 (2) 時間外勤務命令書 (3) 履歴事項変更届 (4) 営利企業等従事許可申請書 (5) 職務専念義務免除届 3 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (1) 起案文書の起案者の氏名及び押印 (2) 決裁、回覧文書等に係る押印 (3) 業務分担表 (4) 事務引継書 (5) グループウェアの登録氏名 4 その他法令上特別な効果を生じおそれのないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所長が適当と認める軽易な文書等 | 西条市議会 | 1 | 2 | 1 | 西条市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 207 | 大洲市 | 1 | 大洲市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認申請及び承認) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 | 大洲市議会 | 1 | 2 | 1 | 大洲市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 210 | 伊予市 | 1 | 伊予市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (第2条省略) 第3条 職員は、別表第1に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 | 伊予市議会 | 1 | 2 | 1 | 伊予市議会会議規則 (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、急引、災害その他のやむを得ない理由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。この場合において、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 213 | 四国中央市 | 1 | 四国中央市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後においても婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 | 四国中央市議会 | 1 | 2 | 1 | 四国中央市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 214 | 西予市 | 1 | 西予市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 職員の身分に係る場合 (3) 職員の権利・義務に係るもので、他の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある | 西予市議会 | 1 | 2 | 1 | 西予市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | | | | |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 市 区 町 村 名 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------------------|---|---|--|--|--|---|---|-------------------------------------|---|--|--|--------------------------|--------|------------|----|-----------|-----------|----|-----|
| | | | 問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 | 問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 | 問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 | 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 | 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1. あり 2. なし 3. その他 | その他具体例 | 配偶者の 出産 | 育児 | 家族の 看護 | 家族の 介護 | 疾病 | その他 |
| 38 | 215 | 東温市 | 1 | 「東温市職員旧姓使用取扱要綱」 (承認) 第3条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上特に支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。))に対して旧姓使用承認通知書(様式第2号)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 | 東温市議会 | 1 | 2 | 1 | 東温市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第9条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 38 | 356 | 上島町 | 1 | 上島町職員旧姓使用取扱要領 ○上島町職員旧姓使用取扱要領 令和元年7月1日 訓令第2号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成し、又は使用する文書等(以下「文書等」という。))に使用する場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤職員を含む。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する職員(以下これを「職員」という。))に適用する。 (手續) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。 (承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認めるときは、当該申請を承認し、旧姓使用承認書(様式第2号)により所属長を経て、申請をした職員に通知するものとする。 2 任命権者は前項に定める承認をしようとするときは、申請をした職員から必要に応じて改姓前及び改姓後の氏を証明する書類の提出を求めることができる。 3 任命権者は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)を調製し、前項の規定による承認を行ったときは、これに登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第5条 前条第1項の通知を受けた職員は、文書等に旧姓を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 他の機関等に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) 職員の身分関係に関するもので、法令等に基づくもの (4) 電算システムの変更が必要となるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行上誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの (使用の取消及び中止) 第6条 任命権者は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。 2 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 3 前2項の規定により旧姓の使用を取り消され又は使用の中止を届け出た者は、特段の事情なく文書等に旧姓を使用してはならない。 (責務) 第7条 任命権者は、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他必要事項) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。 | 上島町議会 | 1 | 3 | 2 | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 区 町 村 | 問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | | | |
|------------------|------------------|-------------|---|--|--|--|--|---|--|--------|--|----|-----------|-----------|----|-----|--|--|
| | | | | 問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 | 問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 | 問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 | 問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 | 問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-7 | | | | | | | | |
| コ ロ シ ド | コ ロ シ ド | 村 名 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | 議 会 名 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | | 1. あり 2. なし 3. その他 | その他具体例 | 配偶者の 出産 | 育児 | 家族の 看護 | 家族の 介護 | 疾病 | その他 | | |
| 38 | 386 | 久万高原町 | 2 | 久万高原町議会 | 1 | 2 | 1 | 久万高原町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 401 | 松前町 | 1 | 松前町議会 | 1 | 2 | 1 | 松前町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 402 | 砥部町 | 1 | 砥部町議会 | 1 | 2 | 1 | 砥部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 422 | 内子町 | 2 | 内子町審議会 | 1 | 4 | 2 | 伊方町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 442 | 伊方町 | 1 | 伊方町議会 | 1 | 2 | 1 | 伊方町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 484 | 松野町 | 4 | 松野町議会 | 1 | 3 | 1 | 松野町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 488 | 鬼北町 | 1 | 鬼北町議会 | 1 | 2 | 1 | 鬼北町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |
| 38 | 506 | 愛南町 | 1 | 愛南町議会 | 1 | 2 | 1 | 愛南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 | 2 | | | | | | | | | |

| | |
|------|------------------------------|
| 調査時点 | 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日) |
|------|------------------------------|

| 市区町村 | | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | | | 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割 | |
|------|-----|---|--|---|---|---|---|---|--|--|---|-------------------------------------|---|---|---|--|
| 市区町村 | 議員名 | 問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。 | 問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。 2. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし | | | 問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。 | 問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。 | 問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。 | 問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。 | 問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。 | 問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。 |
| | | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし | に1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。 2. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし | | | | | | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 1 | 0 | | | 0 | | |
| | | 0 | 4 | 6 | 2 | 0 | 0 | | 4 | 5 | 5 | | 1 | 19 | | |
| | | 0 | 0 | 12 | | | | | 13 | 0 | 15 | | 0 | 1 | | |
| | | 20 | 16 | | | | | | | | | | 11 | | | |
| 38 | 201 | 松山市 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | 松山市議会議員政治倫理要綱 第3条第2項 議員は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、性別等の個人の属性あるいは人格に関わる事項に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なう行為をしてはならない。 | 3 | 3 | 2 | | 2 | | |
| 38 | 202 | 今治市 | 4 | 4 | 2 | | | | | 2 | 2 | 4 | | 2 | | |
| 38 | 203 | 宇和島市 | 4 | 4 | 1 | 1 | | | 宇和島市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (8)セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 | 3 | 3 | 1 | | 2 | | |
| 38 | 204 | 八幡浜市 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | 3 | 4 | | 2 | | |
| 38 | | 新居浜市 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | 3 | 1 | | 2 | | |
| 38 | 206 | 西条市 | 4 | 2 | 2 | | | | | 2 | 2 | 1 | | 2 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割 | | | |
|------------------|------------------|---|---|--|---|---|------------------|---|--|---|--|---|---|--|---|--|
| | | 問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。 | 問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 | | | 問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。 | 問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。 | 問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。 | 問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。 | 問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。 | 問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。 |
| コ ロ ド | コ ロ ド | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト 有 る 倫 理 防 規 止 | す 2 ハ ラ ス メ ン ト 向 け の 研 修 を 設 置 し て い る 窓 口 関 | 3 そ の 他 | その他内容 | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 | 1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。 | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | | 1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等) | | |
| 38 | 207 | 大洲市 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 1 | 大洲市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89号第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏 | 2 | |
| 38 | 210 | 伊予市 | 4 | 4 | 2 | | | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 伊予市議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (承認) 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの | 2 | |
| 38 | 213 | 四国中央市 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 214 | 西予市 | 4 | 4 | 3 | | | | | | | 3 | 1 | 西予市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条第1項 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 第1号 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89号第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 第3号 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏 | 2 | |
| 38 | 215 | 東温市 | 4 | 2 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 1 | 東温市議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの | 2 | |
| 38 | 356 | 上島町 | 4 | 4 | 2 | | | | | 1 | 2 | 2 | 4 | | 3 | |
| 38 | 386 | 久万高原町 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 401 | 松前町 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 402 | 砥部町 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 422 | 内子町 | 4 | 2 | 2 | | | | | 2 | 2 | 2 | 4 | | 2 | |
| 38 | 442 | 伊方町 | 4 | 4 | 3 | | | | | 3 | 2 | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 484 | 松野町 | 4 | 4 | 2 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |
| 38 | 488 | 鬼北町 | 4 | 2 | 3 | | | | | 3 | | 3 | 4 | | 2 | |

| 都 道 府 県 | 市 区 町 村 | 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 | | | | | | | | | | | 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割 | |
|------------------|------------------|---|--|--|--|---|--|---|--|---|---|---|---|--|
| | | 問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。 | 問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。 | 問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 | 問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。 | 問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。 | 問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。 | 問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。 | 問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。 | 問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。 | 問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。 | 問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。 |
| | | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を認めていますか。 | | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 | 1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。 | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 | | 1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等) | | |
| 38 | 愛南町 | 4 | 4 | 3 | | | 1 | 1 | 3 | 1 | 愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準 令和3年4月26日(趣旨) 愛南町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓通称名の使用) 議員は、議長の許可を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓通称名」という。)を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職届 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの(旧姓通称名使用の申請等) 議員は、旧姓通称名を使用しようとするときは、旧姓通称名使用申請書(様式第1号)を議長に提出し許可を得なければならない。 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会運営委員会に諮り、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓通称名使用の中止) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 旧姓通称名を使用する議員は、使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 | 2 | | |